

第1 請求の受付

1 請求人

阿部洋二外 2 1 名

2 請求書の提出

令和4年2月8日

3 請求の内容

柳泉園組合（以下「組合」という。）が平成27年に株式会社日建技術コンサルタントとの間に締結された「クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託契約（以下「本件契約」という。）」において、約束された成果物がないにもかかわらず契約代金の金額を支払ったのは、財産管理を怠る事実であり、同支払いによって生じた損害を管理者他関係職員に補填することを求めており、その理由を述べている。

(1) 組合は、平成27年6月12日に本件契約を株式会社日建技術コンサルタントと締結し、その内訳は下記のとおりである。

1, 委託費 8, 646, 250円として

(1) 包括運営導入可能性調査業務 2, 024, 400円

(2) 柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務 3, 303, 850円

(3) 柳泉園長期包括運営管理事業アドバイザー業務 3, 318, 000円

2, 直接経費 3, 850, 000円

3, その他原価 4, 656, 005円

4, 一般管理費等 4, 847, 745円

5, 消費税相当額 1, 760, 000円

6, 合計 23, 760, 000円

本件契約は、平成29年3月16日に業務完了届が提出され同日検収された。平成29年4月19日に支出命令書に基づき支払いを行った。

(2) 令和2年4月から8月にかけて、本件契約の委託費の中の(2)柳泉園クリーンポート大規模補修発注図書策定業務の成果物である「発注図書」の情報公開請求を行った。その請求に対し組合は、「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業要求水準書（以下「本件要求水準書」という。）もしくは、本件要求水準書一部を開示した。

「発注図書」と公文書名を特定して情報公開請求をしているにもかかわらず、全く別の情報である「本件要求水準書」を情報公開することは、情報公開法の趣旨及

び柳泉園組合情報公開条例に違反している。

(3) 令和2年11月に、実質的不開示を不服として情報公開審査会に審査の請求を行った。その結果、令和3年6月23日付の裁決書によって初めて作成が求められていた「発注図書」が存在しないことが分かった。

(4) 本件契約の特記仕様書によれば、本件要求水準書はアドバイザー業務の成果物であったことも分かった。特記仕様書には発注図書及び本件要求水準書の内容にも触れており、全く違うものである。しかし、組合は情報公開請求に対して「本件要求水準書は発注図書策定業務の成果物であり、アドバイザー業務の成果物ではない」と主張している。

発注図書策定業務の成果物である「発注図書」が無いことが分かったこと及び組合が主張するように本件要求水準書が発注図書策定業務の成果物であるならば、アドバイザー業務の成果物は存在しないことになる。

(5) 組合は、本件契約の発注図書策定業務の成果物及びアドバイザー業務の成果物が存在しないにもかかわらず、業務が完了したものとして支払いを行った。このことは明らかに組合の財産管理に過大な損失を与えたものであり、関係職員らによって賠償することを求める。住民監査請求は、当該行為が行われてから1年以内に請求することが、法令で定められているが、組合管理者は令和3年6月23日に情報公開審査会が発注図書の不存在を確認するまで、事実を隠蔽していた。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に基づき住民監査請求を求める。本件契約及び支払いに関与して、責任を有する者は下記のとおりである。

柳泉園組合 管理者 並木 克巳
助 役 森田 浩
技術課長 佐藤 元昭
総務課長 新井 謙二

第2 要件審査の結果

本件請求の要件審査については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求を却下する。

以下、その理由について述べる。

1 本件請求の対象となる行為

請求人らは、本件契約において約束された成果物がないにもかかわらず組合が契

約代金の全額を支払ったことは財産管理を怠る事実として、同支払いによって生じた損害を補填することを求めているが、これは、平成29年4月19日に支出命令に基づいてされた契約代金の支払い（公金の支出）が違法又は不当であると主張するものと解される。

2 監査請求期間の徒過

公金の支出に対する監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内に行わなければならないが、(法第242条第2項本文)、本件請求がなされたのは令和4年2月8日であるから、平成29年4月19日の公金の支出から1年以内に行われていない。

ただし、正当な理由があるときはこの期間制限の適用はないが(法第242条第2項ただし書き)、「正当な理由」が認められるためには、①監査請求を妨げる事情があること、すなわち、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができない場合で、②その事情が止んだ時から相当な期間内に監査請求したことが必要とされている。

請求人らは、組合管理者は、令和3年6月23日に情報公開審査会が発注図書の不存在を確認するまで、この事実を隠蔽していたから、正当な理由があると主張するが、この請求人らの主張を前提としても、同日から本件請求まで7か月以上が経過している。これは、上記②の相当な期間内とはいえないから、正当な理由は認められない。

よって、本件請求は、法第242条第2項が定める監査請求期間内にされておらず、それにつき正当な理由も認められないから、不適法であって却下を免れない。

以上